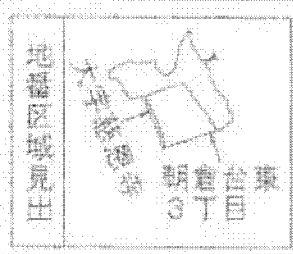


(注) 地図に準ずる図面は、土地の図面を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	桜井市朝倉台東三丁目			地番	1627番39	
出力	縮尺不明	精度	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日	備付 年月日 (原図)			補記 事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成25年1月28日
奈良地方法務局桜井支局
登記官

申請番号 4-4
(1/1)

15